

日本郵政公社に係る公金取り扱いの改善に関する意見書

全国各地の郵便局は、地域住民にとって身近な公的機関であり、各種福祉手当等の支払いや、住民票や登記簿謄本等の交付請求窓口となるなど、国と地方公共団体のサービス提供に大いに活用されている。

さらには、金融機関の再編によって、札幌市においても、身近な金融機関が郵便局のみとなった地域が生じており、高齢化が進む中、金融部門についてもその役割が重要となっていることから、地方公共団体にとって、郵貯の決済機能や資金運用機能などを生かし、積極的な協力連携体制を確立していくことは有用なことである。

しかし、日本郵政公社は、地方自治法施行令第168条によって、地方公共団体の指定金融機関から除外されており、保険料等の収納業務は可能であるが、公金の支払い業務は取り扱いができない状況にある。

よって、国会及び政府においては、過疎化・高齢化が進む中で市民の利便性を高めるため、郵便局の窓口で公金の支払い業務ができるよう、地方自治法施行令の改正など積極的な措置を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年(2005年)3月30日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、  
内閣府特命担当大臣(経済財政政策)

(提出者) 全議員